

設問 1

第一 新制度案第 3 遺族の範囲

1. 遺族の範囲を設定することは、憲法（以下略）25 条に反し違憲であるか。
 - （1）生存権の法的性格をいかに解すべきかが問題となる。そもそも、25 条 1 項は「権利」を付与するものである以上、国の責務を宣言したにとどまると解すべきではなく、法規範性自体は肯定すべきであると解する。もっとも、権利の内容は抽象的・相対的であり、いかなる手段で国民の生存を確保すべきかの選択の余地は政治部門にある。そこで、25 条 1 項は、立法予算を通じて国家に生存権保障の実現につき法的義務を課しているが、生存権は具体化された法律により初めて具体的権利となる抽象的権利であると解する。
 - （2）憲法 25 条の規定にいう「健康で文化的な最低限度の生活」は、極めて抽象的・相対的な概念であって、その具体的内容は、その時々における文化の発達の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定すべきものであるとともに、憲法 25 条を現実の立法として具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。それゆえ、憲法 25 条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と認められる場合に限り、違憲となるというべきである。
 - （3）本件について、妻の場合、現行制度では年齢に関係なく遺族年金を受給できるが、新制度案では、被保険者死亡時に 40 歳以上でないと受給が認められなくなり、例えば、妻が 39 歳の時に夫が死亡した場合には、妻は 40 歳になっても受給資格は得られない。夫の場合には、被保険者死亡時に 55 歳以上でなければ受給できない。

被保険者の死亡後の遺族の生活を守るという遺族年金の趣旨を踏まえつつ、遺族が就労によって自ら収入を確保することを促進することを目的とし、女性の就労促進が期待できる点において、合理的であるとも思える。

しかし、家計を支えていた配偶者を亡くした夫や妻に子がいる場合、子育ての負担があるので、年齢が比較的若くても十分な収入のある職を得ることはなかなか難しい。いわゆるシングル・ファザー、シングル・マザーは、年齢を理由に遺族年金が支給されないと、健康で文化的な生活を営めなくなるおそれがある。したがって、配偶者について一定の年齢以上でないと受給者として認めていないことは、著しく合理性を欠くといえる。
 - （4）よって、遺族の範囲を設定することは、25 条に反し違憲である。
2. 遺族の範囲を設定することは、14 条 1 項に反し違憲であるか。

- (1) 遺族の範囲を設定し年齢制限を設けることは、一定の年齢に達していない配偶者について、年齢を理由にして異なる取扱いをすることであるため、年齢による区別だけではなく、男性と女性とで受給資格が認められる年齢についての区別が認められる。
- (2) 憲法 14 条 1 項は事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものとはいえない区別も禁止していると解される。したがって、事柄の性質を考慮し、区別の目的に合理的な根拠が認められない場合、または具体的な区別と当該目的の間に合理的関連性が認められない場合は、平等原則違反であり違憲である。
- (3) 上述のとおり、被保険者の死亡後の遺族の生活を守るという遺族年金の趣旨を踏まえつつ、遺族が就労によって自ら収入を確保することを促進するという目的に合理的根拠が認められる。

確かに、夫と妻で遺族年金の受給資格が認められる年齢が異なるのは、男女の就労状況、収入の実情に大きな格差があるからである。しかし、男女共同参画の動きが進む中で、状況は変わっている。現状を踏まえて受給資格において男女で年齢差を設けると、女性の就労促進にもつながらず、現状を固定化するおそれがある。さらに、男女について、15 歳も格差を設けることは、就労状況、収入の考慮の必要性和比較して夫の不利益が大きすぎるから、両者の均衡を欠き、実質的相当性がない。したがって、区別と当該目的の間に合理的関連性が認められない。

コメントの追加 [STH1]: 設問 2 と重複

- (4) よって、遺族の範囲を設定することは、14 条 1 項に反し違憲である。

第二 新制度案第 5 旧遺族年金受給者に対する受給資格要件の適用

1. 新遺族年金の受給資格要件が現行制度の下で遺族年金を受給してきた人にも適用され、新遺族年金の受給資格要件を満たしていないと、受給資格を喪失するとしている。旧遺族年金受給者に対する受給資格要件の適用は、25 条に反し違憲であるか。
- (1) 既に生じている旧遺族年金受給権を消滅させてしまう以上、広い立法裁量は認められず、消滅を正当化する積極的理由が必要である。
- (2) 現在受給している遺族年金が受給できなくなるというのは、場合によっては月十数万円の収入がなくなることから、貧困状況にある受給者が生計を立てることが困難になり、生活への影響が大きいと考えられる。したがって、受給資格の消滅を正当化する積極的理由がない以上、立法裁量が著しく合理性を欠くといえる。
2. よって、旧遺族年金受給者に対する受給資格要件の適用は 25 条に反し違憲である。

設問 2

第一 新制度案第 3 遺族の範囲

1. 遺族の範囲を設定することは、25 条に反し違憲であるとの X の意見は適切か。
- (1) 新制度案では、子がいる配偶者が遺族年金を受給する場合、子一人当たり月 2 万

円が配偶者の受給する遺族年金に加算されるという仕組みになっている。そこで、子が一人いる夫又は妻が遺族年金を受給できたとしたら、その年金額のうち定額部分は子の加算額 2 万円を加えた 11 万円となるはずである。それに対して、配偶者が新遺族年金を受給できない場合、子が定額部分として月 9 万円を受給できるので、家庭全体でみれば 1 か月当たり 2 万円の差にすぎないという反論が想定される。しかし、生活状況が貧困な家庭において、2 万円があれば、生活を改善するための用途がたくさん考えられるため、私はこの反論に同意できない。

- (2) 子を養育する親に支給される児童手当、ひとり親家庭の親に支給される児童扶養手当による経済的支援がなされています。困窮した場合には生活保護を受けることもできるという反論が想定される。しかし、生活保護は、利用し得る全ての資産を活用した上でないと受けられないし、生活保護受給者は、資産を有していないか常にチェックされる。生活保護受給者は、常に資産運用の監視を受けるという不利益を被らなければならないため、私はこの反論に同意できない。

- (3) 以上より、X の意見は適切であると考ええる。

3. 遺族の範囲を設定することは、14 条 1 項に反し違憲であるとの X の意見は適切か。

- (1) 男女の就労状況、収入の格差を是正するアファーマティブ・アクションであるから実質的相当性は不要であるとの反論が想定される。しかし、目的が格差の解消にあっても、不利益を受ける者にとっては偶然の事情に変わりはないし、行き過ぎた逆差別となるおそれもあるから、実質的相当性の審査が必要である。そのため、私はこの反論に同意できない。

- (2) 夫と妻で遺族年金の受給資格が認められる年齢が異なるのは、男女の就労状況、収入の実情に大きな格差があるからという反論が想定される。しかし、男女共同参画の動きが進む中で、状況は変わっている。そして、現状を踏まえて受給資格において男女で年齢差を設けると、女性の就労促進にもつながらず、現状を固定化するおそれがある。そのため、私はこの反論に同意できない。

- (3) 以上より、X の意見は適切であると考ええる。

第二 新制度案第 5 旧遺族年金受給者に対する受給資格要件の適用

1. 旧遺族年金受給者に対する受給資格要件の適用は、25 条に反し違憲であるとの X の意見は適切か。

- (1) 子がいる妻が遺族年金の受給資格を欠くことになっても、子が遺族年金を受給できるので、母と子一人の家庭では月 2 万円程度の減収にとどまるという反論が想定される。しかし、子の養育にはいろいろな出費が必要であるので、生活の品質に悪影響を与えることが考えられる。そのため、私はこの反論に同意できない。

- (2) 旧遺族年金受給者の期待利益を考慮した経過措置（骨子第 6）があるとの反論が

想定される。しかし、5年間で安定した生計を立て、自活できるか疑問であり、3年目からは支給額が半減される以上、経過措置は不十分である。そのため、私はこの反論に同意できない。

2. 以上より、Xの意見は適切であると考ええる。

以上